

後 遺 障 害 診 断 書

患者 (被共済者)	氏 名	品川 五郎		この様式は後遺障害共済金請求時に必要です。 医療機関で作成していただきます。 ※診断書の文書料は請求者様の負担になります。	
				令和	25 年 2 月 3 日生
受傷の日時	令和 5 年 8 月 5 日 土 曜日		午前	午後	2 時頃
傷病名、治療および後遺症の状況 右肘関節の機能障害 右上腕骨折と右肘の機能に障害があることが判明しました。骨折部分については、ギプスで患部を固定し、経過観察で12日通院し完治となった。 右肘については、力が入らなく神経麻痺が見られることから、リハビリやマッサージの治療を施行するも、12/1に症状の回復が見られないことから後遺障害が確定した。					
該当等級	12		級	6 号	
症状固定日	令和	5 年 12 月 1 日			
初診日	令和 5 年 8 月 5 日 (土曜日)				
通院	自	令和 5 年 8 月 5 日 (土曜日)		日間	保険医療総額
	至	令和 5 年 8 月 13 日 (土曜日)			9 日間
入院	自	令和 5 年 8 月 5 日 (土曜日)		9 日間	
	至	令和 5 年 8 月 13 日 (土曜日)			
上記のとおり診断いたします。 令和 5 年 12 月 5 日 住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇-〇 病 院 名 〇〇整形外科 医 師 名 四谷 浩司 印 T E L 0XX1 (23) 4545					

<個人情報の取り扱いについて>
 本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
 また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
 ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。